

普及強化活動支援事業補助金【使途基準額表】

項目			使途基準	注意事項	
1	旅 費	講 師	運 賃	実費(公共交通機関利用)《車賃：1km@21円》	(1) (2)
			宿泊費	11,800円以内	(3) (4)
		指導手当	2,500円以内		
	参 加 者	運 賃	実費(公共交通機関利用)	(1)	
		宿泊費	11,800円以内	(3) (4)	
2	使 用 賃 借 料		使用施設の規定料金《学校施設：1日@1,500円》	(6)	
			競技用具等運搬用車両借用代		
			借り上げバス代	(7)	
3	消 耗 品 費	事 務 用 品	原則として、補助金の10%程度	(8) (9)	
		競 技 用 品	原則として、補助金の20%程度	(10)	
4	通 信 運 搬 費		競技用具運搬代、切手・はがき代、コピー印刷代等		
5	役 務 費		保険料、振込手数料	(11)	

注意事項

- (1) 電車運賃については、片道50km以上は急行、100km以上は特急または新幹線を利用してもよい。
- (2) 自家用車利用の場合(講師のみ対象)は、21円/kmとし勤務地(自営・大学生は現住所)から会場地とする。なお、往復距離のkm未満は、切り捨てとする。
※栃木県の旅費規程に準ずる。
※有料・高速道路を利用する際は、必ず領収証を添付すること。
※自家用車の燃料代は、補助対象外とする。
- (3) 宿泊を伴う事業で、宿泊料金が上表の規定額内で宿泊できる場合は、その施設の規定によるものとする。
※業者発行の領収証を貼付すること。
- (4) 学校内などの宿泊施設使用については、1人1日2,500円以内とする。
※実施学校発行の領収証を貼付すること。
※領収証は学校長印(公印)または事務長印が押印されたものとする。
- (5) 食料費は認めない。
※宿泊費に含まれる場合は、除く
- (6) 当該施設発行の領収証を貼付するものとし、学校施設の場合も各学校に準ずる領収書を発行してもらう。
- (7) 借り上げバス利用の場合は、「運賃」ではなく「使用賃借料」に計上する。
※業者発行の領収証を貼付すること。
- (8) 消耗品は単価50,000円未満とする。
単価50,000円以上は、備品となるため補助対象外とする。
※業者発行の領収証を貼付すること。
- (9) サプリメントやプロテイン等は、補助対象とする。
- (10) 個人的な競技用具(ラケット・グローブ・スパイク等)は、私物として補助対象外とする。
- (11) 本事業に係る保険料、銀行等への振込手数料については、補助対象とする。

その他

※ 視察・研修に係る経費(運賃・宿泊費のみ)については、「講師・引率者」に計上する。